

由利本荘市森林整備計画

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日
(令和 4 年 3 月一部変更)
(令和 6 年 3 月一部変更)



秋 田 県
由 利 本 荘 市

位置図



●はじめに

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20 km～75 kmの圏内である。

南に標高2,236 mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成される。

面積は、1,209.59㎢（東西約32.3km、南北約64.7km）であり、秋田県の面積の約10.7%を占めている。

土地の利用状況としては、森林が約917㎢で75.8%、農用地が約146㎢で12.0%、宅地は約25㎢で2.0%となっている。

気象をみると、県内では比較的温暖な地域であるが、海岸地域から内陸高地までの標高差が大きく、平均気温は本荘地域で12.0℃、矢島地域で11.1℃、最深積雪は本荘地域で39cm、矢島地域で86cm（平均気温、最深積雪ともに平成20年数値）と、海岸部と内陸部で気象条件が異なる。

本市では、公共施設に優良秋田スギを積極的に活用する取り組みを進めており、市営住宅を始め、コミュニティ体育館や児童館、中学校自転車置場などに地域産材が利用されている。

本市の林業は、木材価格の長期低迷に加え、林業従事者の高齢化や森林所有者の経営意欲の減退なども重なり、適切な森林整備が十分に行われていない状況であり、また松くい虫被害はピーク時に比べて、面積、材積ともに減少してきている一方で、ナラ枯れ被害は市南部地域及び高速道路等の主要幹線沿線で拡大している状況である。

放置林の増加は土砂災害の発生につながるなど、森林の保全は国土保全や環境保全にとっても大きな影響を及ぼすため、今後、本市の豊富な森林資源を有効に活用するとともに、将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持するため、林業の活性化を図る必要がある。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題 -----	P 1
2 森林整備の基本方針 -----	P 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針 -----	P 5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢 -----	P 6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	P 6
3 その他必要な事項 -----	P 7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項 -----	P 8
2 天然更新に関する事項 -----	P 9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 ----	P 11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林を すべき旨の命令の基準 -----	P 11
5 その他必要な事項 -----	P 11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な 方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 -----	P 12
2 保育の種類別の標準的な方法 -----	P 12
3 その他必要な事項 -----	P 13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 -----	P 15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林（以下：木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域 内における施業の方法 -----	P 17
3 その他必要な事項 -----	P 17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に 関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 --	P 18
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策 -----	P 18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 -----	P 18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項 -----	P 18
5 その他必要な事項 -----	P 19
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針 -----	P 20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 -----	P 20
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 -----	P 20
4 その他必要な事項 -----	P 20

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ----- P 2 1
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 --- P 2 2
- 3 作業路網の整備に関する事項 ----- P 2 2
- 4 その他必要な事項 ----- P 2 3

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ----- P 2 4
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ----- P 2 4
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ----- P 2 4

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 --- P 2 5
- 2 その他必要な事項 ----- P 2 5

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 ----- P 2 5
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） ----- P 2 5
- 3 林野火災の予防の方法 ----- P 2 6
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ----- P 2 6
- 5 その他必要な事項 ----- P 2 6

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 ----- P 2 7
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 ----- P 2 7
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 --- P 2 7
- 4 その他必要な事項 ----- P 2 7

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 ----- P 2 8
- 2 生活環境の整備に関する事項 ----- P 3 0
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ----- P 3 0
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 ----- P 3 0
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 ----- P 3 0
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ----- P 3 1
- 7 その他必要な事項 ----- P 3 1

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市等に接し、県庁所在地である秋田市には20～75kmの圏内にある。

本市の総面積は、120,959haで、約75%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然、生活環境の保全等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。

また、本市の私有林面積は70,279ha、人工林面積は41,464haで、人工林率は59%であり、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図るため、森林資源の質的向上はもちろん安定的な木材生産が可能となるよう、地域の実態に即した間伐、保育等の森林整備を強力に実施する必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けての森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

①水源涵養機能

- ・ 下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



②山地災害防止機能/土壌保全機能

- ・ 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



③快適環境形成機能

- ・ 樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林



④保健・レクリエーション機能

- ・ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林



⑤文化機能

- ・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能発揮が求められている森林

⑦木材等生産機能

- ・ 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林



(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

子吉川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

①水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

さらに、水源涵養機能維持増進森林においては、公共の用に供される水道取水施設上流部等に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水源森林地域」を水源涵養機能維持増進森林の中で重ねて設定する。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。

③快適環境形成機能

市民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用に適した森林については保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いの場と学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方の基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として、整備を推進することとする。

具体的には、木材等の生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への森林経営の委託への転換を目指すものとする。

また、子吉川流域林業活性化センターの活動を通じて、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に情報を共有し、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

※ なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進することとする。

主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1ヶ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設ける確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続するところがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等の保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。

なお、次の樹種以外を植栽使用とする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の利活用に努めることとする。

- ・針葉樹：スギ、クロマツ、アカマツ など
- ・広葉樹：ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ など

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、生産材の目標、伐期等を勘案して次を標準とする。

・人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1, 500～2, 100
	疎～中庸密度仕立て(収量比数0.6)	～2, 500
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	～3, 000

(注) マツ類を植栽する場合は、可能な限り松くい虫に対する抵抗性のある品種とする。

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地において、等高線沿いの筋状地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるかぎり筋を通して植付けするものとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した10月～11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在）に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている人工造林によるもので、皆伐による伐採にかかるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

また、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による公益的機能への影響を配慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年を越えない期間に更新をはかるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとし、立地条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

- ・ 針葉樹及びブナ^{*}、ナラ類^{*}、クルミ類、クリ^{*}、ケヤキ、ホオノキ^{*}、サクラ類^{*}、カエデ類^{*}、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる樹種とする。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案し、Ⅱ 第2 2-(1)に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る）とする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法については、次のとおりとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2-(1)に定める樹種	10,000本を基準とする。

※ 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈りだし	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる3年目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株当たり3～5本を目安としてぼう芽整理を行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木^{註1}の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※注1：有用天然木とは、Ⅱ 第2 2－(1)に定める樹種

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でⅡの第2の2(2)アに定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の

標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次のとおりとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ・ 一般材 生産	中庸密度 仕立て	3,000	20	25	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐の標準的な間隔は次を標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・1回当たりの間伐率は、本数間伐率で概ね30%（材積で35%以内）とする。 ・間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 ・立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。 		
	疎密度 仕立て	2,100	20	35					
スギ・ 優良材 生産	中庸密度 仕立て	3,000	15	25	30	35	40		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。

特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととする。

また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

なお、保育の種類は、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちとし、次のとおりとする。

・ 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	備考		
		1	2	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	21	25				
下刈	スギ	回 1	2	2	1	1	1	1										植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
つる切	スギ								1									下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ									1		1						造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 実施期間は8～10月頃を目安とする。	
枝打								1			1		1	1				病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。

なお、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、標準的な間伐率未満の間伐を実施することとする。

2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(以下：水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については【別表1】に定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、方法については【別表2】に定める。

育成単層林については、標準伐期+1.0年以上の伐期の延長を図ることとする。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化等機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林などを区域として設定することとし、区域については【別表1】に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

① 山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。

設定した森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね2倍以上）とする。

② 快適環境形成維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、暴風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

③ 保健文化機能等維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育適利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その他森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、それぞれの森林の区域については【別表2】に定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流化水、地中水の集中流化する部分をもっている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

・長伐期を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブ ナ	その他広葉樹
別表2の とおり	1000年	80年	80年	70年	1000年	120年	50年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下：木材等生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域内における 施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で地形・地理等から、効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。

区域については【別表1】に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は原則再造林を行うことを基本に、森林施業の集約化、路網の整備や機械化を通じた効率的な森林整備を図ることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に

関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化がすすんでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきている。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

また、森林施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、林地台帳等の森林所有者情報の精度向上を図り、その情報提供を促進することとする。あわせて、航空レーザー測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや市広報による情報提供など啓発活動を行うこととする。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- ・ 森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。
- ・ 委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用

森林所有者が自ら、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(3) 意向調査や経営管理権設定の対象となる森林に関する事項

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

なお、境界が不明確であったり、資源量調査に時間がかかる等により、経営管理集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工、航空レーザ計測等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取組の加速化を図る。

(4) 市森林経営管理事業に関する事項

市森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者のほとんどは、1 ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体への経営委託による実施することとする。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備

に関する事項

作業路は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、本市のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道路網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとする。

また、林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び

作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地(0～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上	【伐木・造材】 【搬出】 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地(15～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上	【伐木・造材】 【搬出】 ハーベスタ フォワーダ
	架線系作業システム	25m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地(30～35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha以上	【造材】 【搬出】 プロセッサ フォワーダ
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上	【集材】 【造材】 タワーヤーダ フォワーダ

※「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する場合における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するため、路網整備等推進区域は次のとおりとする。

・計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
本 荘	72	赤田	2,100	1	
本 荘	117	経塚森	2,000	2	
本 荘	123	鳥田目	1,000	3	
本 荘	89	泉沢赤田	1,900	4	
矢 島	119	貝喰	2,660	5	
岩 城	245	喜左エ門山	1,800	6	
由 利	115	金山	5,000	7	
由 利	393	綱木沢	2,000	8	
由 利	119	金坂	3,300	9	
西 目	209	孫七山	600	10	

3 作業路網の整備に関する事項

国庫補助事業など活用した林道（林業専用道）の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設について、国庫補助の補助残の一部を補助するなどにより、作業路の開設を積極的に推進するものとする。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目

標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとする。特に平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道路網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林整整第158号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹道路と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 其他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の育成のため、労働環境の整備改善に努めることとし、林業実践者との交流会や、林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会の開催を推進するとともに、雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進するものとする。

また、林業従事者を養成する「秋田林業大学校」を活用するとともに、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレータ養成の研修会についても参加の呼びかけを推進するものとする。

・高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー
		ハーベスタ	ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー
		ハーベスタ	ハーベスタ
		プロセッサ	プロセッサ
集材		グラップルショベル	グラップルショベル
		フォワーダ	フォワーダ
		タワーヤーダ	タワーヤーダ
		リモコン集材機	リモコン集材機
造林	地拵、下刈	人力、刈払機	刈払機、地拵機
保育等	枝打ち	人力、枝打機	枝打機、リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努めるものとする。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進することとする。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の

森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破碎・くん蒸などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等へ転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、徹底した監視を行うとともに、県と連携し保全すべきナラ林を特定して、被害対策を推進する。その他のナラ林については、資源として利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行う。

被害状況の監視等については、地方行政機関（国、県、周辺市町村）、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注）病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合に等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとし、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先することとする。

なお、ニホンジカやイノシシについては県内各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカやイノシシに関する情報収集と共有化を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和26年法律第249号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

（2）その他

地域住民の憩いの場でもある海岸松林については、ボランティアや地方行政機関（国、県等）との協同により、保全・再生に努めるとともに、巡視による森林の保護を推進する。

そのほかの地区においても、森林所有者による森林の保護のための巡視に努めるよう啓発活動を促進することとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次表のとおり定める。

区域番号	林 班	区域面積
本荘1	1～46	2,053.09
本荘2	47～66	1,436.24
本荘3	67～84	1,522.55
本荘4	85～106	1,438.00
本荘5	107～122	1,033.36
本荘6	123～136	1,070.52
本荘7	137～154	1,242.04
本荘8	155～158	354.70
本荘9	159～163	142.34
矢島1	1～19	1,839.61
矢島2	20～28	800.84
矢島3	29～36, 66	847.47
矢島4	37～48	1,157.65
矢島5	49～55, 58～60	1,403.12
矢島6	56, 57, 61～65	688.98
岩城1	1～18	1,113.30
岩城2	19～33	1,223.10
岩城3	34～56	1,607.09
岩城4	57～84	1,800.49
岩城5	85～109	1,437.52
岩城6	110～122	798.56

由利1	1～21	1,705.22
由利2	22～33	753.07
由利3	34～43	773.89
由利4	44～57	1,770.51
由利5	58～71	1,296.27
大内1	1～13, 181～189	1,689.09
大内2	14～24, 51	961.00
大内3	25～50	1,894.07
大内4	52～58, 166～180	1,518.25
大内5	59～71, 150～165	1,606.27
大内6	72～97	1,405.25
大内7	106～116	743.14
大内8	98～105, 117～149	2,235.64
東由利1	1～12	1,002.83
東由利2	13～20	880.54
東由利3	21～37	1,358.01
東由利4	38～47, 67～83	1,941.88
東由利5	84～107	1,711.90
東由利6	48～52, 108～122	1,614.33
東由利7	53～66, 123～127	1,328.45
西目	1～30	2,107.01
鳥海1	1～17	1,389.67
鳥海2	18～31	1,082.92
鳥海3	136～143	629.48
鳥海4	144～156	1,228.10
鳥海5	157～170	1,309.26
鳥海6	171～181	984.23
鳥海7	182～194	930.11
鳥海8	32～39	547.80
鳥海9	40～59	1,488.96
鳥海10	60～69	651.01
鳥海11	70～94	1,901.76
鳥海12	95～119	1,849.54
鳥海13	120～135	967.30
合計		70,278.83

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行うものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うものとする。

※森林の総合利用施設の整備計画について記載する。

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

生活にも関わりのある海岸松林については、地域住民もボランティアとして森づくりに参加しており、植栽活動を行うなど取り組みが行われている。今後も地域住民と連携しながら森林の保全・再生を推進することとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

当市の水源である西由利原地区については、上流から下流の地域住民や地方行政機関（市）が連携した森づくり活動が行われている。地域市民との共同による森林づくりをより活発に行うため、ボランティア団体や地方行政との連携強化に努めることとする。

(3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林組合や森林事業体と連携して施業実施協定の締結の呼びかけを行い参加を促進するものとする。

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

○計画期間内における市町村経営管理計画

市で経営管理権を取得した森林のうち、林分の状況等に応じて市で市町村経営管理事業を実施することとする。

7 その他必要な事項

(1) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「Ⅰ 2 森林整備の基本方針」や「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

①健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。
- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

②生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保残するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「Ⅱ 第2 1 人工造林に関する事項」「Ⅱ 第2 2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

③彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。